

非常変災時における対応について

(令和8年6月改定)

愛媛県立伊予農業高等学校

- 1 伊予市、居住市町または通学経路に以下の警報のいずれかが発表されている場合
「特別警報(レベル5)」・「危険警報(レベル4)」
「レベル3土砂災害警報」・「レベル3氾濫警報」・「暴風警報」・「暴風雪警報」

- ・登校準備をして、自宅で待機する。
- ・12時までに上記の警報等が解除された場合は、安全に十分留意して登校する。
- ・12時の時点で上記の警報等が継続している場合は、終日休業とする。

- 2 上記1以外の警報や「注意報」が発表されている場合

- ・安全に十分留意して登校する。

- 3 地震・津波等による大災害が発生した場合

- ・地震・津波等大災害が起きている場合、生徒及び家族の安全確保を第一とし、自宅等で待機する。

- 4 愛媛県下に全国瞬時警報システム（Jアラート）による弾道ミサイルの情報伝達が行われた場合

- ・近くの建物や地下（地下街や地下駅舎等の地下施設）に直ちに避難し、続報を待つ。その後は、安全を最優先し、メディア等で安全を確認してから登校をする。

- 5 その他の災害や事故が発生した場合

- ・各自が状況を的確に判断し、登校できる状態であれば、安全に十分留意して登校する。
- ・登校できない場合は、学校に連絡すること。

* 休日の農業実習やボランティア活動、部活動（遠征及び各種大会を含む）等も、この規定に準ずる。
担当教員及び部活動顧問は、連絡網を作成するなど、非常変災に適切に対応すること。

* 特別警報・危険警報が出た場合、非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町村から出される避難指示などの情報に留意し、ただちに身を守るための行動をとってください。

※アンダーライン：改訂